



様式第2号（第9条関係）

令和6年8月7日

尾花沢市議会議長 殿

会派名 令和・公明クラブ

代表者（無会派議員）名 大類好彦



調査研究報告書

次のとおり政務活動事業を実施しましたので報告します。

事業名	政務活動（調査研究）
期 日	令和6年7月24日（水）～ 令和6年7月24日（水）
主な利用 交通機関	JR新幹線 地下鉄等
実施場所	東京都永田町 衆議院第一会館
調査研究 内 容	農産物・食品の合理的な価格形成について農林水産省大臣官房 兼井宏和氏より講話を受けた。内容については、 (1) 世界的な物価の動向について (2) 価格形成に関する協議や持続可能な食料システムの実現につ いて (3) 食料・農業・農村基本法改正の概要 (4) 今後の取り組みについて 以上4点について講話を受け本市の更なる農林行政、振興の発 展に寄与するものであった。
参加者	大類好彦 星川薫 和田哲 菅野喜昭 安井一義 菅藤昌己 高橋隆雄 畑中和恵

※添付書類：所感等を任意様式にまとめ添付する

政務活動（調査研究）報告

令和6年7月24日午前10時より第一衆議院会館会議室において、農林水産省大臣官房 兼井宏和氏（新事業・食品産業部食品産業政策課企画グループ 企画総括担当新事業・食品産業専門官）を講師に『農産物の合理的な価格形成について』について受講した。



（大類好彦代表 挨拶）



（講話の受講風景）

〈講話の主旨〉

日本の食料システムについて、農産物の合理的な価格形成推進すべく、生産者、製造業者、流通業者、小売業者、消費者の意見を調整し新たなルール作り、仕組みについて国では模索している。大まかな内容は以下の4点です。

- (1) 世界的な物価の動向について
- (2) 価格形成に関する協議や持続可能な食料システムに実現について
- (3) 食料・農業・農村基本法改正の概要、
- (4) 最後に今後の取り組みについて

(1) 世界的な物価の動向について

まず、現状とその背景として、物価の動向についてGDPデフレーター（国内経済総生産の物価動向）は、1998年を100としたときに、2021年には、中国が201%、を筆頭にイギリス161%、アメリカ157%、韓国149%など軒並みに上昇したが、日本は、89%と他国とは反対に物価は下がる傾向にある。

日本の消費者物価指数も1998年を100としたときに、2022年で、光熱水道費132%食料費が126%、住居、交通通信、教養娯楽費が横ばいで推移した。長期のデフレ下であって、低位に推移していたが、2014年以降上昇傾向である。

食料の価格動向であるが、2012年と比較し、2024年で115.7%である。EUが130.4%、アメリカが122.5%と比較し緩やかである。しかし、食料の価格に比べ、農業生産資材は、高騰し特に、飼料と肥料が令和2年に比較し、130%、140%と値上がりしている。特に、ウクライナ問題があってからは不安定になっている。つまり農産物の価格に比し、農業生産に係る生産費の占める割合が高くなっている。

(2) 価格形成に関する協議や持続可能な食料システムに実現について

そのためにも、持続可能な食料システムをどう構築するが課題である。その実現を目指し適正な価格形成に関する協議会を発足し、生産者、製造業者、流通業者、小売業者、消費者の関係者から構成している。

特に、飲料牛乳、豆腐、納豆については、生産、製造、流通、小売いずれの段階においても利益が取れてない状況もみられ、こうした状況が続けば、持続的な供給が困難となるおそれがある。生産者から、消費者までの関係者代表が一堂に会し、議論をしているが、新たなルール化には、自由な競争原理、価格だけでなく、美味しさ、安心安全、利便性、社会貢献といった様々な価値がある。それぞれのコストを指標化し見える化をすることが重要である。

価格形成や取引における課題として、①価格形成においてコストが考慮されていない。②コストが上昇しても、価格交渉の合意までタイムラグがあり、機動的に行えない。③取引において生ずるリスク等を売り手側が負担している。悪天候の影響でもペナルティを課される。取引上の立場の弱い側が負担させられる。との3点が今後の検討課題とされている。

(3) 食料・農業・農村基本法改正について

農政の憲法といわれる、食料・農業・農村基本法の改正が2024年5月に25年ぶりに改正が行われた。近年における世界の食料需給の変動、地球の温暖化の進行、わが国における人口の減少等の変化に対応し、食料の安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るための改正である。

改正の主なものは、①食料の安定供給から、食料の安全保障へとされたこと。安全保障とは、良質な食料を合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人が入手できる状態とされた。②環境と調和のとれた食料システムの確立。つまり、環境へお負荷の低減の促進を規定した。③農業の持続的な発展です。生産性の向上、付加価値の向上により農業の持続的な発展が図らなければならない。そのためにも、多様な農業者による農地の確保生産基盤の保全と先端的な技術農業資材の価格変動への影響緩和などがある。④地域社会が維持されるよう農村の振興が図らなければならない。農地保全のための共同活動、地域の資源を活用した事業活動、農福連携の環境整備を規定している。

基本法改正を受けて、基本計画の改定が行われる予定である。合理的な価格形成や人口減少における土地改良のありかたなどが、これから具体的な施策の法制化がなされる予定である。

(4) 今後の取り組みについて

骨太方針2024新しい資本主義実行計画2024年改訂版を閣議決定しているが、そのなかに、原材料費、労務費等を考慮した合理的な価格形成がなされるように、官民協議の下、コスト指標を早期に示すとある。所得増加や賃上げ定着、そして持続可能な成長食料安全保障を推進するうえでの、大きなポイントになっていく。そのためにも国は、コスト構造の実態調査を始める。対象品目として、コメ、大豆、小麦、果実、飲料牛乳、鶏卵食肉などの多くの品目があげられている。適正な価格形成へ大きな方向転換が始まろうとしている。

〈所 感〉

今回の講演について水稲、畜産、スイカを主とする農業地帯の尾花沢市において、国の動向と食料・農業・農村基本法改正の影響は大きく左右される。具体的な計画は、これから示されるが、注視していきたい。特に、『地域社会が維持されるよう農村の振興』については、限界集落が出始めている中、地域の活性化をどう進めるかが大きな課題となる。国では、価格形成を生産コスト、需給と品質など踏まえ協議会を設置し議論している。持続的な農業目指し、本市でも対応が迫られていると思う。国任せでなく、今こそ、地域の熱意と智慧が盛り込んだ農業施策を構築する時がきていると感じた。